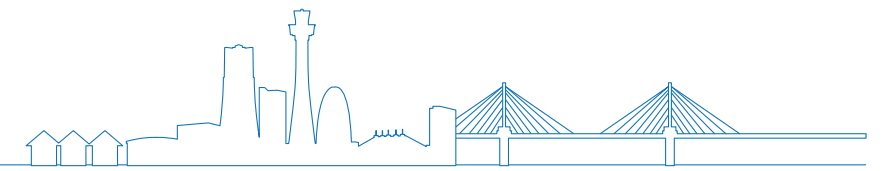




横浜市耐震改修促進計画の改定の概要について



1 計画の目的と改定の内容

横浜市耐震改修促進計画の第1期計画期間(平成18年度～27年度)終了に伴い、当該計画を改定します。

(1) 計画の目的

- 安全・安心な都市づくりを促進するため、旧耐震基準で建築された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進し、倒壊等による被害から市民の生命及び財産を保護することを目的としています。

(2) 改定の主な内容

- 国が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び神奈川県が定める「神奈川県耐震改修促進計画」等に基づき、計画期間及び耐震化率※1の目標を設定します。

計画期間	平成28年度から令和3年度までの6年間
目標	民間の住宅及び多数の者が利用する特定建築物※2の耐震化率を95%

- ・ 耐震診断義務付け対象道路沿道は、緊急車両の通行を確保することが重要であることから、より広域的な観点のもと他自治体とも連携しながら、更なる耐震化の促進に取り組めます。
- ・ 市が保有する公共建築物の耐震化は概ね完了していますが、未改修の施設等は、利活用方針を検討中の施設です。今後も計画的な耐震化に取り組めます。

※1：対象建築物総数に対する耐震性を有するものの割合
 ※2：階数3以上、かつ1,000㎡以上の病院・店舗・事務所等

2 耐震化の現状

(1) 耐震化率の現状(平成27年度時点)

- 第1期計画の目標である耐震化率90%(平成27年度)に対し、住宅、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率はいずれも約89%と推計。

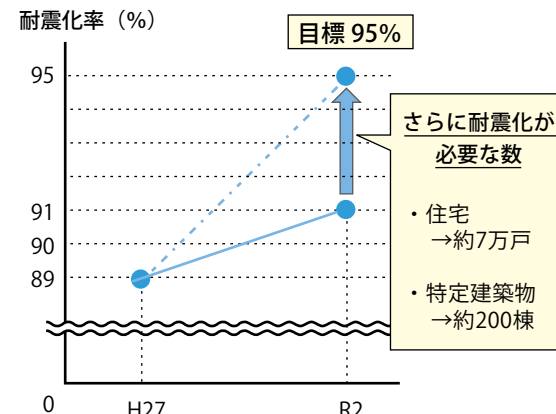
(2) 耐震化を取り巻く状況と課題

- 大規模地震発生の切迫性…被害軽減のため早期の耐震化を図ることが必要。
- 旧耐震建築物の建替え時期の到来…将来の建替えを見据えている所有者は、耐震改修への取組に消極的。
- 耐震化の課題

住宅	多数の者が利用する特定建築物
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事自体の煩わしさや生活への影響を懸念 ・ マンションでは耐震化に向けた合意形成が困難 ・ 耐震化に要する費用負担が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震化の検討に必要な情報が不足 ・ 賃貸ビルでは耐震化に向けた調整が困難 ・ 耐震化に要する費用負担が大きい

(3) 耐震化率の将来推計(令和2年度時点)

- 住宅の耐震化率の上昇に大きく寄与する新築着工数は、リーマンショックにより減少し、また世帯数の伸びも鈍化していることなどから、従前ほどの効果は見込めない。
- これまでの耐震化の状況を踏まえた推計では、住宅、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率はいずれも約91%となる見込み。
- 目標95%の達成には、さらに住宅は約7万戸、多数の者が利用する特定建築物は約200棟の耐震化が必要。



3 取組の方向性

耐震化を促進するためには、建築物の所有者や民間事業者と協力しながら、建替え時期の到来や所有者の高齢化などに伴うニーズや環境の変化を踏まえ、地震対策の選択肢を増やして取組を進めることが必要。



令和2年度 耐震化率95%の達成を目指し、地震災害時の人的被害の軽減を最優先に考え、『耐震対策の推進』、『減災対策の推進』、『普及・啓発等の強化』に取り組み、建物所有者の地震対策を支援します。

4 取組内容

(1) 耐震対策の推進

(◎:実施する取組、◆:実施に向けて検討を進める取組)

取組	住宅	特定建築物
◎ 耐震診断及び耐震改修に係る補助制度の実施	✓	✓
◎ 耐震診断義務付け対象の特定建築物の耐震化促進		✓
◎ 省エネルギー工事、バリアフリー工事と合わせた耐震改修の促進	✓	
◎ 耐震診断後の耐震設計から耐震改修までのトータルサポート	✓	✓
◎ 倒壊の危険性が高い建築物等に対する耐震改修を進めるための実施計画の策定支援	✓	
◎ 病院や要配慮者等が利用する福祉施設等の耐震改修の促進		✓
◎ 耐震性の向上を目的とした建替え等の支援	✓	✓
◎ まちづくりと連携した耐震化の取組		✓

(2) 減災対策の推進

(◎:実施する取組、◆:実施に向けて検討を進める取組)

取組	住宅	特定建築物
◎ 比較的安価で簡易に地震対策が可能な防災ベッド・耐震シェルターの利用促進	✓	
◎ 構造上の危険部位を先行補強する段階的な耐震改修の促進	✓	✓
◎ 木造住宅の耐震化をより一層促進するための対策	✓	

(3) 普及・啓発等の強化

(◎:実施する取組、◆:実施に向けて検討を進める取組)

取組	住宅	特定建築物
◎ 耐震性の認定制度の普及による耐震化の機運の向上	✓	✓
◎ 耐震改修の検討のための改修費用や工法に関するパンフレットの作成	✓	✓
◎ 家具の転倒防止対策、感震ブレーカー、窓ガラス・外壁タイル等の落下対策等の普及・啓発	✓	✓

お問い合わせ先

横浜市 建築局 企画部 建築防災課
 TEL: 045-671-2943